



平成 29 年 12 月 13 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号
インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人
代表者名 執行役員 峯村 悠吾
(コード番号 3298)

資産運用会社名
インベスコ・グローバル・リアルエスレート・
アジアパシフィック・インク
代表者名 日本における代表者 辻 泰幸
問合せ先 ポートフォリオマネジメント課 甲 斐 浩 登
TEL. 03-6447-3395

投資法人債の発行に係る包括決議の一部変更に関するお知らせ

インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日開催した本投資法人役員会において、個人投資家向け投資法人債の発行を可能とすることを目的として、下記のとおり、投資法人債の発行に係る平成29年2月27日付包括決議の内容（その概要については、同日付「投資法人債の発行に係る発行登録書の提出及び包括決議に関するお知らせ」をご参照ください。）を一部変更する旨の決議を行いましたので、お知らせいたします（以下において、当該包括決議の概要に係る変更箇所を____罫で示しています。）。

なお、下記「(2) 投資法人債の総額の上限の合計額」については、本日までに第1回無担保投資法人債及び第2回無担保投資法人債（合計34億円）の各募集を行いこれらが発行していることから、本日現在、その残額は466億円となっています。

記

1. 投資法人債の発行に係る包括決議の概要（本日開催の役員会決議による変更後）
 - (1) 投資法人債の種類 : 国内無担保投資法人債
 - (2) 投資法人債の総額の上限の合計額 : 500億円（但し、この範囲内で複数回に分割して発行することができるものとします。）
 - (3) 各投資法人債の金額 : 100万円以上（注）
 - (4) 発行時期 : 平成29年3月7日から平成31年3月6日まで（但し、平成31年3月6日までに募集が開始された場合は発行時期に含まれるものとします。）
 - (5) 資金使途 : 特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）第2条第1項における意味を有します。）の取得資金、借入金の返済資金、投資法人債（短期投資法人債を含みます。）の償還資金、敷金・保証金の返還資金、修繕費等の支払資金、運転資金等に充当します。
 - (6) 担保・保証 : 担保及び保証は付さず、また、特に留保する資産はないものとします。

(注) 各投資法人債の金額を1億円以上から100万円以上に変更

以 上

※本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※本投資法人のホームページアドレス：<http://www.invesco-reit.co.jp/>